

武豊町耐震等関連事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武豊町が交付する補助金の申請者が、当該補助金の交付の請求及び受領を当該補助金対象事業に係る契約を締結した者に委任する場合の手続（以下「代理受領」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 次に掲げる要綱における補助金の交付の請求及び受領については、この要綱に定めるところにより代理受領制度を利用できるものとする。

- (1) 武豊町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱
- (2) 武豊町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱
- (3) 武豊町民間非木造住宅耐震改修等補助金交付要綱
- (4) 武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱
- (5) 武豊町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
- (6) 武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助対象事業をいう。
- (2) 申請者 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する申請者をいう。
- (3) 事業者 前条第2項各号に掲げる要綱において、申請者と対象事業に関する契約を締結した者をいう。
- (4) 補助金交付申請書 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金の交付を申請する書面等をいう。
- (5) 変更申請書 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金交付申請の内容変更について申請する書面等をいう。
- (6) 補助金交付申請取下届 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金交付申請を取下する書面等をいう。
- (7) 完了実績報告書 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する対象事業の完了実績を報告する書面等をいう。
- (8) 完了承認通知書 前条第2項各号に掲げる要綱に規定する対象事業の完了承認を通知する書面等をいう。

(事前届出)

第3条 対象事業の補助金の交付の請求及び受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書（様式第1号。以下「事前届出書」という。）により、町長に届け出なければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めた場合は、完了実績報告書を提出する前までに届け出ればよいものとする。

2 事前届出書を提出した申請者に対し、町長は代理受領事前届出確認通知書（様式第2号。以下「届出確認通知書」という。）を送付するものとする。

（事前届出の内容の変更等）

第4条 変更申請書が提出され、事前届出書の内容に変更が生じる場合は、申請者は代理受領に係る変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更届を提出した申請者に対し、代理受領事前届出変更確認通知書（様式第4号。以下「届出変更確認通知書」という。）を送付するものとする。

（事前届出の取下げ）

第5条 申請者は、事前届出書を取り下げようとするときには、完了実績報告書を提出する前までに代理受領事前届出取下届（様式第5号。以下「事前届出取下届」という。）を提出しなければならない。

2 申請者が、対象事業の補助金交付申請を取り下げた時は、事前届出書が取り下げられたものとする。

（補助金の代理受領）

第6条 申請者は、完了承認通知書を受領した後、代理受領に係る委任状（様式第6号）を提出することにより、事業者に補助金の受領を委任することができる。

2 町長は、代理受領に係る委任状が提出された場合は、代理受領の方法で補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、対象事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

（利用の取消し）

第7条 町長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

（1）対象事業の補助金の交付決定を取り消した場合

（2）届出確認通知書の受領の確認ができない場合

（3）虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

（4）法令又はこの要綱に違反した場合

（5）その他町長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。